



春の全国交通安全運動 が始まります



令和5年5月11日(木) ～ 5月20日(土)

県下一斉街頭活動日：5月11日(木)、5月15日(月)

「交通事故死者ゼロを目指す日」：5月20日



新年度が始まり、早くも1ヶ月が過ぎようとしています。新しい環境での生活にも慣れてきたと同時に疲れも出始め、ぼーっとしてしまうこともあるかもしれません。

とはいえ、外の世界では少し油断をすると、車を運転するとき、自転車を運転するとき、道を歩くとき、どんな場面でも被害者にも加害者にもなる恐れがあります。

意識して気持ちを引き締めると同時に譲り合うことのできる心のゆとりを持てるようにしましょう。

また、これから県外からの観光客も増えてくるかと思われますが、「信号機のない横断歩道での停止率7年連続日本一」の長野県です。交通ルールもおもてなしの心で気持ちよく、安全に訪れてもらえるようにしましょう。



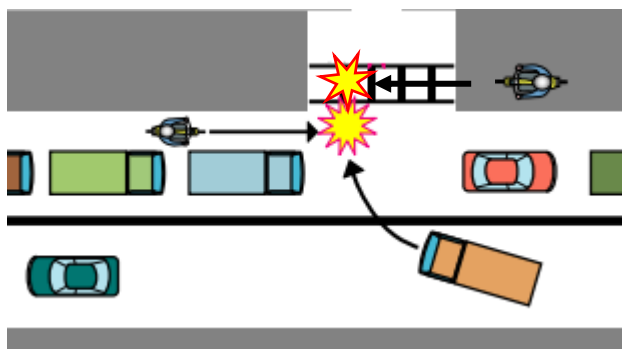
信濃路は みんなの笑顔 つなぐ道
(長野県交通安全スローガン)



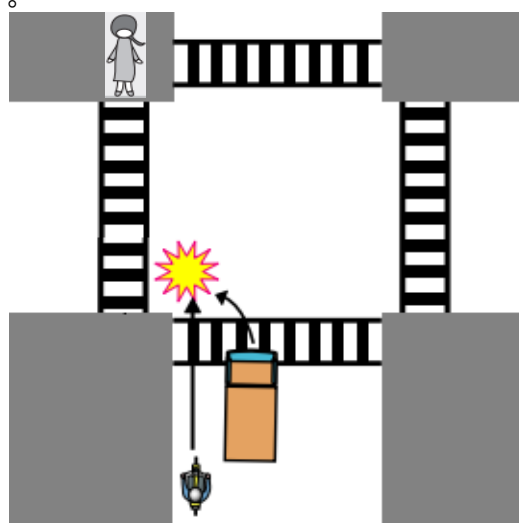
慣れた頃が危ない！～漫然運転・過信に注意しましょう～

自動車人身事故の発生類型は、前方不注意による追突がトップで、確認不足による交差点の出会い頭と右左折時の衝突が続きます。

もともと人は、同時に2つ以上の動きを追うのが得意ではありませんので、運転に自信がある人でも過信は禁物です。



ゆずってもらってあわてて右折
(サンキュー事故)



左折巻き込み（前方の歩行者に気をとられて、後方から来た自転車に気づかない）

紫外線そろそろご注意を

松本市は全国でも有数の紫外線が強い地域として知られています。

日本一ともいわれる紫外線の強さは、標高の高さ（スカイツリーの展望デッキ越え）と日照時間の長さによるものです。

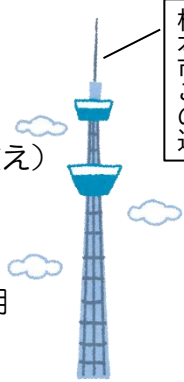
日本気象協会が3月に発表した「紫外線対策嚴重注意前線 2023」によると長野県は4月18日頃が紫外線対策開始の目安とのことで、既に対策が必要な時期となっています。

紫外線対策の中でも、「日焼け止め」は取り入れやすいのではないのでしょうか。形状や効果の強さ、紫外線防止剤の種類など様々なものがあります。何を使用するにも大切なのは**適切な使用量をムラなくぬることと、こまめな塗り直し**です。特にうっかりしてしまうのが塗り直しです。1回塗ってしまうと安心しがちですが、汗や摩擦などで落ちてしまうため、**2、3時間おきの塗り直し**が必要と言われています。自分やシーンに合う日焼け止めを上手にとりいれましょう。



今までマスク生活や外出自粛が続いていましたが、今年はマスクを外すことや外に出る機会も増えてくるかと思います。お肌が紫外線に慣れていないことも考えられますので、無理がかからないよう、対策を講じていきましょう。

松本市の辺



年次有給休暇の取得について

新年度を迎え、4月1日付けで今年度分の年休が付与されました。

「年休（有給ということもあります）」とは「年次有給休暇」の略称で、文字どおり「お給料のもらえるお休み」のことです。週1日以上または年48日以上勤務がある人には雇用形態に関わらず与えられる権利です。

休みたい理由にはリフレッシュ、用事、通院と様々あるかと思います。安心してお休みをとれる環境を整備して、年休を有効活用できるようにしましょう。

年休取得の単位は？

1日※1、半日※2、1時間※3

※1：1日とは「1日の所定労働時間」です。ご自分の労働条件通知書を確認してみましょう

※2：半日は当会では所定労働時間が6時間以上の場合が対象

7時間45分▶始業時刻から連続した3時間30分または終業時刻までの連続した4時間15分

その他▶▶▶▶始業時刻又は終業時刻から連続した1日の所定労働時間の2分の1の時間

※3：1日に換算（1日の所定労働時間の1時間未満を切り上げた時間）して5日分まで取得可能

時季指定年休とは？

使用者の義務として、10日以上年休が付与される労働者に対し、付与された日から1年以内に5日取得させなければいけないこと。

有効期限は？

付与から2年間有効です。

その他

- ・年休の取得にあたり、特に理由を伝える必要はありません。
- ・勤務日数が、勤務すべき日数の8割に満たない場合、翌年度は年休が付与されません。

